

建設環境委員会

平成21年3月19日（木）
午後1時4分～午後3時35分
議会第4会議室

【出席委員】副島義和委員長、池田正弘副委員長、堤 正之委員、原口忠則委員、永
瀨利己委員、嘉村弘和委員、森 裕一委員、田中喜久子委員、片瀨時汎
委員、黒田利人委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

・環境下水道部 河野環境下水道部長
ほか、関係職員

【案 件】

・付託議案について

○副島委員長

ただいまより建設環境委員会を開催いたします。

まず冒頭に皆さんにお諮りいたしますが、マスコミよりカメラ取材の希望があつており
ますが、いかが計らいましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ただいまより環境下水道部のほうの説明をお願いします。

それでは、環境下水道部の議案説明を求めます。条例第25号議案について説明をお願い
いたします。

◎第25号議案 佐賀市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 説明

○副島委員長

説明がありました。質疑がある方はお受けいたします。

○原口委員

負担金を20万円とされておりますけど、その負担金の戸数はどのような定義で定めてあ
るのですかね。

○本木下水道企画課長

戸数につきましては、ただいま説明いたしましたように4,316戸ということで定めてお
ります。

○原口委員

川副時代には4,800ぐらいやったかな。それはどういうことで減らしてあるかな。

○本木下水道企画課長

川副の当時の計画では4,600ぐらいあったと思いますけれども、その後、先ほど言いましたように、合併に伴いまして事業計画全体を見直したということとエリアマップ等を見直したために計画戸数が減ったということでございます。

○原口委員

ちょっともう1点よかですか。川副町時代の最終処分場、あそこに対しては5%減ですね。余計のあれはなかとですけれども、あれを漁業協同組合に貸すとかなんとかということで、あれはどういう考えになってすかね。取り扱いになってすかね。2町8反のほう、2町8反をこの中に組み込んで計算してあつですね。事業計画の中に。そうした場合に、どうも5%ということで、余計のあれにはならんとですけどね。

○小野川副支所環境下水道課長

川副浄化センターの廃止をしておりますところに、漁業組合のほうでノリの協業化施設ということが話が来ております。これをつくるということで事業的には進めておるところでございますけれども、その中に、受益者負担金の中にそのものを含めて算定のほうをするかどうかというところが今委員聞かれたところだというふうに思いますけれども、その部分については下水道の特別会計の中から支出をしておりますので、この間の議会の議案審議の中でも部長が答えましたように受益者負担金の部分の5%と起債の償還の部分の45%は事業の算定、受益者負担の算定の中に入れて、あと、国から補助をもらいました補助金については、その部分から外して算定をすると、それによって、今回提出をしております20万円という負担金が決定されているということでございます。

以上です。

○原口委員

どうもちょっとこう、5%ということで、それを外して計算してもわずかな3,000円か4,000円ぐらいしかならんと思いますけれども、どういう位置づけをされるかなという気のしよったもんじゃいすね。川副町の下水道の受益者が結局貸したような感じになりはせんかなと私考えよったもので、これはどういうことになつとかなと思ったもので。

○小野川副支所環境下水道課長

受益者の負担金の中にその部分が組み込まれるんじゃないかという質問だというふうに思いますけれども、確かにそういうふうなことになります。なりますけれども、これは下水道の浄化センターを丸目のほうに、川副の下水を向こうのほうに出すということで計画変更したと。支出のほうは旧川副町としてはそこに浄化センターをつくるということで用地費、また造成費、設計委託費等を支出をしておりましたので、この分についてはどうしても下水道の特別会計のほうから支出をして償却するしかないというふうなことになりましたので、この分は先ほど委員も言われましたように、負担金の中身としては非常に大きな額ではございませんので、そこで償却をさせていただきたいというふうな考え方をしているということでございます。

○副島委員長

説明が終わりましたので、次に条例の第33号議案について説明をお願いいたします。

◎第33号議案 佐賀市下水道条例の一部を改正する条例 説明

○副島委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に第34号議案について説明をお願いいたします。

◎第34号議案 佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例 説明

○副島委員長

説明がありましたので、質疑のある方はどうぞ。

○田中委員

経費とか見て差し上げないといけない部分かなとも思いますけど、議案質疑のときに出ていました、いわゆるそこで働く人たちにちゃんと値上げ分が反映できるかというところですよ。ちょっと古い記憶で申しわけないんですけど、以前こういう話があったときは、この職場というのはなかなか人が寄りつくようなところじゃないもんだから、ある程度賃金も高く、それから、福利厚生とかもよくしていかないと人手が集まらないということで、結構人件費の割合も高く見てくださるかという話があったんですよね。しかし、実際はそう言いながら実際に支払っているところは普通の従業員の手当ぐらいしかなくて、より高くしないと集まらないんだという話はどこへ行ったという話が結構毎議会とか値上げのたんび出ていたんですけど、そういう意味では経費が成り立つようなことはして差し上げると同時に、そこら辺の何といいますか、市として余り中身まで手は突っ込めないんでしょうけど、指導とか、きちっと報告書とか、実際、労基法に違反しないようにきちんとしているとか、予定どおりにこっちに申請しただけのきちんと支払いをしているとか、そういう部分はどんな形でチェックをされるんですかね。

○古賀環境下水道部副理事兼衛生センター所長

今回の手数料改定については平成10年度と違って物価の高騰ということで手数料を改定させていただきました。平成10年度につきましては労働時間の条件の改定とか、そういった旨で手数料を改定されていたと思いますけども、今回、議案質疑の中でも部長が答弁したように、そういった雇用問題とか労働条件の問題については、やはり手数料について中にある程度は上乘せしておりますので、その辺は十分に申し入れをしたいということで答弁をしておりますので、当然、今回また給与とかそういったのは出させていただきますので、業者の会議の中でもこうなさい、あしなさいということは言えませんが、労働基準法にのっとりた形で業務の運営をしていただくように指導をしたいと思っております。

○田中委員

ぜひそこら辺は、なかなかそういう意味で資料と実態が違うところの乖離があったらいけないと思いますので、注意して市はある意味強力にぜひ指導をしていただきたいというふうに思います。

○副島委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、一般会計予算、第1号議案について説明をお願いいたします。

◎第1号議案 平成21年度佐賀市一般会計予算中、第1条(第1表)歳出 第4款(第1項を除く)

○副島委員長

説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

○堤委員

3点ほど質問いたしますけど、まず、これは青い表紙の資料ですけども、31ページの犬等の適正管理対策経費の中で、モデル地区と活動グループに分けてそれぞれ補助をされていくわけなんですけど、このモデル地区というのはどんなふうな地区なり、その地区の数なり、具体的にもう既に想定されているものがあるのか。また、モデル地区とは言いながらも、やはりそこには活動するグループがないとできないと思うんですけど、ここら辺のところをどうお考えなのか。それから、活動グループというのは逆に言うとどんなグループが想定されているのか、もしくはもう既にいらっしゃるのか、そこら辺の実態をちょっとお教えいただきたいと思います。

○安藤環境下水道部副部長兼環境課長

まず、モデル地区でございませけれども、こちらについてはいわゆる先ほど申し上げました単位自治会程度の規模というふうに考えておりますけれども、これはいろいろと、例えば野良猫のいろんな被害で困られているとかいう地域で、ここで地域を挙げて、自治会を挙げて取り組もうとかいうふうなイメージを想定しております。したがって、その地域の中で実際、自治会長さん方はいろんな地域の方からお話を聞かれておりますので、じゃ、うちでは地域ぐるみでそのことに取り組もうかというふうな発案をしていただいて、これはもちろん自治会長さんに限らず環境協という組織もありますので、その環境協の支部長さんとかそういう方々が中心になって地域で話し合いを進めていただいて、その中で確かにお世話をする係とかいろんな係が必要になってまいりますので、そういうことを地域挙げて取り組むというモデルケースにしたいなというふうに思いますので、こちらについては補助率を一般のグループよりも高目に設定しているところです。

具体的にどこの地域で推進するかということについてはまだ具体的には考えておりません。ただ、現実的にいろいろな地域の中でお困りになっているところもあります。せんだ

って2月には市民説明会とかの開催もいたしました。全体で40人くらいの方お集まりをいただいておりますけれども、その中には自治会長さん方も数名含まれておりましたので、そういう自治会とかの御相談をお受けしながら、私どももいろいろ説明をしていく中で、地域を挙げて取り組んでいただけるような、モデルとなるケースが出てくればいいなど、現段階ではまだ思っているところですが、今後の相談を受けながら具体的な設定ができるようであればそちらのほうに方向づけをしていきたいなというふうに考えています。

グループにつきましては、これはもう現に取り組まれている具体的事例もございます。ただ、ほとんどの場合はその方個人でされているとか、自分でお金を出して近所の猫の不妊去勢手術をしているとかいう方々が佐賀市内にも複数いらっしゃいます。ですから、そういう方々を中心にしながら、何人かの猫の愛好家の方が一緒になって取り組んでいただくとか、そういうケースは出てこようかというふうに思っています。同様に、先ほどのモデル地区ほどの規模ではないけれども、近所で非常に困っているからということで近くの方が3名以上ぐらいでグループをつくって、こういうことにお取り組みをいただければ、これも具体的に御相談があれば私どものほうから出ていって説明をしていって、そういったグループの形成とかそういうところまで持っていければいいなというふうに現段階では思っております。

○堤委員

次に質問ですが、35ページの分の地球温暖化対策地域推進計画策定経費ですね。このことについてお尋ねなんですけど、総論としてはもちろんこういったことはあるべきだなと思えますし、賛成ではありますけども、ここの期待される効果とか、それからスケジュールとか、参考となる事項をこう読んでいてもなかなかイメージがわからないというか、特に今まで環境課のほうでつくられました環境基本計画等を拝見いたしましても、非常にいろんなデータを収集されて、非常にそれこそ学術的な資料みたいな細かいことまで書いてあって立派な資料ではあるんですが、残念ながら、じゃ具体例はどんなのという話になると、構想は大きくて中身が非常に動いているものはほとんどないという状態にしか見えないんですね。これはやはり、非常に実施セクションが多岐にわたっておったりして、それから、ここに書いてある市民とか事業者というふうな表現をされていますが、現実にはそこにコストの問題とかを考えていきますと、どうしてもこういったものが順位が落ちて実施がおぼつかないということが当然あるわけですね。ですから、非常に心配しますのは、つくるのはつくったがどうするんだという話あたり、そういった計画を策定してそれをどんなふうにやろうというイメージをお持ちなのか、ちょっとそこら辺のイメージのところを御説明いただければと思います。

○安藤環境下水道部副部長兼環境課長

委員御指摘いただきましたように、なかなかこの地球温暖化防止に対する取り組みというのは成果とかそういうところがなかなか見えにくいというところが確かにございます。

したがって、今回のこの地域計画を策定する一番大きなものとしては、なかなかその温室効果ガスの総量、佐賀市域にどれくらいあるかとか、例えば交通の中でどれくらいあるかとか、そういうところの計算というものがなかなか我々ではできづらいところがありますので、そういったところを専門の機関に委託をして具体的に現在の佐賀市の状況はどうであって、家庭生活でどの程度出ているとか、交通でどの程度出ている、事業所でどれくらい出ているとかいうところを、これもいろんな統計をもとに算定するしかないわけなんですけれども、1つはそういう具体的に見える形で数値としてまず把握をしたいというのが1点ございます。そういう中でこれから取り組んでいくもの、確かにこれまではなかなか見えづらかった部分もありませんかとは思いますが、佐賀市も環境基本計画も策定いたしましたし、具体的なさまざまな計画策定が済んでおります。あとは新年度につくるこの地域計画というところで大体の計画ものは終わるわけですので、今後いよいよその実行の部分に主体を移していかなければならないと認識をしております。新年度からはそっちのほうに力を入れていきたいと思っております。そういう中で、こういう数値を具体的に把握をして、私たちの行動、市民の皆さんの行動、事業所の行動によって、どの程度それが目に見える形で変わってきているのかというところを数値化するということに一番の大きな期待を私どもはこの中に考えているところです。計画そのものはこれまでも環境基本計画もありますし、国や県の計画とかもありますので、そのあたりとの整合もある程度はとりながら目標設定を具体的にしていきたいというふうに思っておりますが、それは新年度のことになってまいります。

○堤委員

大体わかりました。そうしましたら質問を続けますけれども、具体的にこういった計画策定をする、多分コンサルさんみたいな専門の業者じゃないとこういうものはできないと思っておりますが、想定としてそういったことできる業者というのはどういう方がいらっしゃるのかということと、県内なんかそういった方がいらっしゃるのか、具体例があればお教えいただきたいと思っております。

○安藤環境下水道部副部長兼環境課長

県内にもそういったところを取り組みいただけるような事業者はあるというふうに把握をしております。具体的には担当係長のほうでお答えをさせていただきます。

○環境課環境企画係長

具体的な業者としましては、県のほうでも温暖化対策の地域推進計画というのをつくられていまして、そのときにコンサルタントさんを入れられていますけれども、県のほうに問い合わせをしまして、そちらさんの業者から見積もりをとっているという状況でございます。

○堤委員

ありがとうございました。じゃ、もう1点だけ違う質問ですが、ごみ処理費の内訳を拝

見させていただきまして、この中で一番大きいのが運転の業務の委託料ですね、運転委託料というのは非常に大きいわけなんですけど、このことについては一般質問等で過去にもいろいろ出ておりましたので、そのことについては触れませんが、この委託料というのは経年で見まして変化するものなのか、そして仮に変化するものであれば今横ばいなのか、上がっているのか、下がっているのか、そこら辺のところを、特に佐賀地区の分が非常に大きいし、あと川副、大和等についてもそういったものわかればお教えてください。

○田中環境センター所長

運転委託につきましては、やはり施設のシステム変えないことには大きくは変わらないというふうになります。ただ、そのときそのときによりまして委託内容については協議をしておりますので、初年度から比べますとだんだん下がっております。それから昨年に比べまして佐賀市のほうの委託費は約1,000万円下げております。ですから、若干は下がってきておりますけども、運営自体、運転時点を大きく変えない限りはそう大きくは変わらない。大体例年同じような金額で推移するだろうというふうに考えております。現状ではそういうところですよ。

○嘉村委員

数点ありますけど、まず、この青い表紙の35ページ、先ほど質問もありましたけれども、その関連ですけれども、地域温暖化対策推進計画策定費ですかね。これは、いわゆる佐賀市における温室効果ガスの数値を調査し、ある程度把握して数値目標を設定するということでありますけども、設定した後ですよ、これが大事ですけれども、この中身を見れば「市民、事業者等及び市の連携のもと」というふうに書いてあるわけですね。だから、ちょっと具体的に、今イメージと堤委員もおっしゃったんですけども、まだ具体的なものがわかってこんわけですよ。どうやって市民、あるいは事業者と連携していくんだ、協力をもらっていくんだというところがいまいちょっとわいてこないもんですから、その辺のところ詳しく説明いただければと思います。

○安藤環境下水道部副部長兼環境課長

確かに委員おっしゃるところはよくわかりまして、私どももそのあたりをどう進めていくかというところが一番大切な部分になってくるわけなんですけれども、1つは今年度、環境行動指針というものを策定いたしております。その目的としましては、現在まだホームページのほうに掲載をしているだけなんですけれども、新年度につきましてはこれを冊子化するなりして、これを持って地域に出かけていくとかいう形で積極的にこちらのほうから打って出るというか、佐賀市の環境への取り組みは環境基本計画でもこういった期待がありますし、実際環境行動指針のようにお取り組みをいただければ、環境にも優しいし、経費も浮くと、家計にも優しいというところを中心に地域に出かけていっての説明、あるいは団体への説明、そういったところに力を入れたいというふうに思っております。また事業所につきましては、これもこちらのほうから機会あるごとに出かけていきたいと思

っていますが、足がかりといたしましては、現在環境マネジメントシステム、これはISOにしるエコアクションにしる、おとりになっている企業とのつながりのある組織といったものは一緒になっての研修会ですとか情報交換とかもやっていたりするものですから、そういうところを足がかりにしながら、いろんな事業所のほうを訪問するとかいう形で、これまでやってこなかった部分に力を入れる形で、この中身を普及に広げていきたいというふうに現在は考えております。

○嘉村委員

じゃ、次にですけれども、こっちのほうの黄色い表紙の説明書ですけどね。243ページ、ここにリサイクルプラザの管理運営経費が出ていますよね。その幾つか下に廃食用油再生プラント管理運営経費というのが出ています。そして、次のページ、244ページのほうには節のほうで廃食用油再生プラント管理運営委託料というのが出ていますね。その下にリサイクルプラザ管理運営委託料、これは管理運営経費というのが総枠でしょう。その中に委託料が含まれていると思うんですけども、その差額分はどういうふうに使われているんですか。差額というか、要するに、例えば廃食油の場合は727万7,000円と出ているじゃないですか、経費がね。それと、廃食用油再生プラント管理運営委託料、これは別ですか、それともその経費の中に、この委託料が含まれているわけ。

○田中環境センター所長

右の説明のほうはその事業全体を入れておりますので、その事業に係る費用がそれぞれの節で出てきます。ですから、例えばリサイクルプラザの管理運営経費とって約7,800万円上げておりますけれども、そのうちの委託料が5,500万円ということで、ほかにはリサイクルプラザを管理する意味で分別のところに嘱託員を入れているとか、あるいは需用費としまして消耗品、燃料費いろいろかかるわけですね。ですから、そういうものがそのほかにございましてトータルで7,800万円のリサイクルプラザ管理運営という事業をやっております。その中の一部に委託料、資源化センターに委託している部分があるということになります。それからもう1つ、廃食油につきましても、委託料は566万円相当ですが、全体としては精製する際にメタノールであるとかそういう消耗品が要ります。そういうものを入れて事業としては727万7,000円と、そんな形になりますので、右側にあるのはすべての事業費ですから、この中にいろんな節がまた入ってきてまいりますので、総トータルということではその内訳ではなかなか見にくいと。ただ、今回お配りした中では焼却炉の維持管理運営事業というようなところについては細かく事業費まで挙げて説明をしております。ただ全部がそうはなっておりませんのでちょっと見にくいところはございますけれども、それぞれの事業はそういう形をとらせていただいているという、その説明書になっております。

○嘉村委員

なるほどね。じゃ、ほかの節の中に廃食用油の再生プラントに関する経費は他のとこに

も入っているんですよということですね。じゃ、この廃食用油に関しては運転委託料の中には薬品とかそういうのは含まれていないということですね。別途予算化しているんだという話ね。

○田中環境センター所長

そのとおりです。運転だけを委託しております。あとについてはすべてこちらで見取ります。

○田中委員

ちょっとさっきタイミングを外したんですけど、地域猫の部分なんですけれど、モデル地区が、これから手を挙げられるところがモデル地区になるかと思いますが、活動グループというところで複数じゃないといけないというふうになんて言われていたところが、地域によってはというか自分の周りで結構えさをやって、飼い猫じゃないけど面倒を見ていらっしゃる方って結構いらっしゃるんですよ。そういう人たちにはちょっと複数じゃないからなかなか該当しないとか、ああいうのを複数で管理するというのはなかなか難しいお話で、そこら辺の何といいますか、私も地域にいてお勧めしていいのかどうかですね。そういうのがあって実際ちょっと御存知でしょうけど、来たら1人じゃだめですよというふうになったというのも聞きましたし、1人で世話している方はだめと。でも実際はそういうふうな人のほうが私は多いと思うんですよ。自分で3匹も5匹もえさをやっていたら、周りに住みついてはいないけどいつも近くにいるような感じになっているところが多いもので、そこら辺はちょっと例えば個人と区別をする、1人というのと個人、いわゆる自分の飼い猫と区別するというところの辺ではもう少し例えば知恵を出していただけないかなあというふうになんて思うところなんですけど、そこら辺はどうなんですかね。

○森委員

それと経費の内訳の中をもうちょっと詳しく、例えば賃金はどちらに賃金を払うのか。需用費は440万円ぐらいあるわけでしょう。これはどういうふうな使い方をするものなのか。一番下の150万円はわかりますけどね。オス猫の20頭分ということ。ここをちょっと。

○副島委員長

含めてどうぞ。

○安藤環境下水道部副部長兼環境課長

そしたら、まずグループとしての考え方の部分からになりますけれども、確かに今いらっしゃるのはお一人で例えば先ほどもちょっと例として挙げましたが、今委員もおっしゃるとおりですが、そういった地域猫というか猫の世話を、近所の野良猫の世話をしているという方がいらっしゃいます。そういう方々が活動のグループの中心になっていただければというふうに思っているわけなんですけれども、実際この活動を行う上ではやはり相応の責任と自覚というものが必要になってくるというふうに思っています。単にそのえさを

与えていればいいということでは根本的な解決にはなりませんので、きちっとした食事の与え方をする、それから、きちっとしたふんとかのしつけもできるということですので、そのあたりは最低限のマナーは守るような形で猫のお世話をしていただきたいというところがやっぱり根本にございます。そういうことでお一人であれば、例えばその方がどちらかに旅行に行かれるとか、例えば入院をされるとかいう形で不在の時期についてはその猫に対してはもうほったらかしといった状態になってしまうということも非常に恐れる部分もありますので、例えば3人でグループをつくっていただいて、常時3人が集まってその猫の世話をするとかいう形じゃなくてもいいと思っています。ある中心になっている方がお世話をされないときにはそのかわりとなるBさんがお世話をされるとか、もちろん3人一緒になってお世話をしていただくというのも大いに結構なことではあるんですが、そういう形でどうしても単独ということになってくるとなかなか手が行き届かない、ひいてはせっかくの地域猫という取り組みなのに従前と全く変わらないように猫が暴れているとかいうところが一番心配をされるところでありますので、グループについては複数名、3人以上ぐらいでお取り組みをいただきたいという考えはそういうところになります。

○田中委員

具体的にこういうふうに行われている方がいらっしゃるから今そのようにおっしゃるんだろうと思うんですけど、ちょっと私は存じていませんからよくびんときませんが、特に犬と違って猫の管理で首輪つけてこうするわけじゃないから、複数であろうと1人であろうとそんなに大幅に変わるのかなという気もしますし、逆に言うともう1つは、そういうところで少しずつ数を減らしていく、去勢の手術でということも1つの目的があるわけですから、そこに手が回っている人だったら少しそういうところも地域の人たちの複数のグループでないにしてもその地域の保障、保障と言ったら変ですね、裏づけとかそういう中で、例えば去勢のところは別の形で見るとか何かこうしないとなんか、グループがあるところはいいんでしょうけど、ちょっと今から簡単にそう広がるような状況なのかなというのは私はなかなか心配するものなんですけれど、活動されている方がいらっしゃるところはそれはそれでいいんでしょうけど、佐賀市全体の中ではどうなのかなという気がちょっとします。

○安藤環境下水道部副部長兼環境課長

おっしゃるところは私どもも地域の実情としては理解します。近所からよく苦情の電話とかそういった形で環境課のほうにも入ってきまして、その発生源となっているようなお宅にお伺いをして、こういったことはちょっとおやめくださいという形で指導に行ったりもしているんですけども、そういう中でも自分1人でこれまでずっと管理をしてきよっと、近所に一緒になってやるような人はおらんとかいうふうなお話も出てまいります。ただ、この地域猫とか野良猫の問題につきましては、不妊去勢手術をして、あの子孫が途絶えてしまえばそれで解決するかということなかなかそういうものではありませんで、

やはりきちっとした、飼い猫並みに手をかけるというのは難しいかもしれませんが、ある程度のマナーを守りながら地域の中で育てていくというふうな配慮がないと、猫はやはり隣の家に行ってふんをしたり、あっちこっちのごみ箱をあさってえさを食べるとかいう形で従来のものと全く変わらない状況がそのまま継続すると、ただ単に子どもを産まないだけという形になりますので、その辺はできるだけこういったグループとして組織的な管理をしていただきたいというのがこの願いでありまして、確かにおっしゃる意味はよくわかりますけれども、そういう地域の実態はですね、そういう際には私どももこの制度が新年度できれば、そのあたりのところをそういう方々にお話をさせていただいて、できるだけそういった地域でお取り組みいただけるような方向に持っていきたいと考えております。

それともう1点、予算の関係ですけれども、この中身につきましては賃金、これが日々雇用の職員を10カ月、あっ、失礼しました。これは中身が犬のほうと一緒にしておりますのでなかなかわかりづらいところではあるんですが、失礼しました、今の賃金は犬のほうの狂犬病予防とかの賃金です。地域猫に関しましては、その中では、啓発の例えば看板の設置費とかが消耗品費の中におおよそ12万円ぐらい含まれております。地域猫の啓発看板ですとか、あるいは地域猫用の首輪、これは地域猫と認定したものについては耳にピアスをするようにしておりますけれども、そのピアスが万が一外れた場合については首輪を市のほうから与えたいというふうに思っていますので、その首輪代が約5万円ぐらいですとか、ちょっとそういったものがばらばらと入っております、犬に比べたら事業費そのものはほとんどない状態です。その手術費の補助金ということが主な支出になります。

○片渕委員

青のその次のページ、32ページ、市町村型の浄化槽の事業準備経費についての説明に対する質問ということですが、これはもう本当ずうっと今まで当議会でも長年提案されてきた事項で、やっと動き出したということで、私も非常にこれはいいことだと思っております。下水道エリアマップの計画に準じて、その地域においてそういったものを設置していただくということは非常にいいことでもあります。22年度から事業が開始されると、その前もって準備経費ということで144万7,000円、額は小さいわけですが、私はちょっとここで質問ですが、144万7,000円のうち調査設計等委託料110万円、これは標準仕様書の作成経費ですと、そういった説明だったと思います。佐賀市役所には非常に優秀な技術スタッフ、優秀な頭脳集団がいますので、私はアウトソーシング、いわゆる外部に委託するというのもいいかもわからんけども、やっぱりここはセルフで、職員自身が国の標準仕様書とか、あるいは浄化槽協会があるとするならば浄化槽協会の標準仕様書とか、あるいは先進地、そういった先進地も当然そういったものをつくってやっておられますので、そういったものを参考にして情報収集したら、わずか110万円だけでも、なるだけ経費を節減すると、あるところで経費節減、経費節減ということを言われているけども、こういうふうなところこそ私は経費節減してほかのものに回すというようなことでやってほしい

と思うが、これはあくまでも予算ですから一応ここに計上しておりますと、しかし、内部努力はしてみますということでおっしゃるのかどうか、その辺ちょっとまず質問します。

○本木下水道企画課長

御指摘の調査設計委託料の分ですけれども、先ほど言いましたように標準的な浄化槽の工事設計ということですが、これについてはできるだけ職員でできる分があれば、それについてはやりたいとは思っております。ただ、専門的な部分がかなりまだ我々で把握できていない分がございますので、そういったところも含めると、そういったところについては委託せざるを得んのかなというふうに考えているところです。

○原口委員

今の関連ですけど、この22年度からということですが、川副の場合には合併浄化槽で取り組む地区があつとですね。公共じゃなくして、それは22年度まで待たにゃいかんということですかね。念のために。

○本木下水道企画課長

一応計画としては22年度からです。

○原口委員

家を建てたいという人が、非常に急いだ人がいなさるわけですよ。その場合にどういうふうには。

○本木下水道企画課長

先ほど一般会計の中で御説明をいたしました241ページのほうに浄化槽設置整備事業費補助金というのを21年度まではこの補助制度を行いますので、そういった場合にはこういった制度を適用いただける地区があればいただいて結構だというふうに考えております。

○原口委員

往来どおりということは手出しの分は6割か幾らはあるということですね。そしてまた接続を……。

(「手数料が入るということですよ」と呼ぶ者あり)

20万円のあれは別にまた払わにゃいかんということですね。

(「20万円は別」と呼ぶ者あり)

○本木下水道企画課長

浄化槽については、まだ負担金とかそういった使用料とかについては決めておりませんので。

○池田副委員長

関連ですけども、市町村設置型については国のほうからの補助が予算で来ていると思うんですけども、こういった事前での準備とかにはないんですかね。財源を見たら一般財源で出ているんですけど、国の方からはこういうのはないんですかね。

○本木下水道企画課長

これについては補助金はないと思っています。実際の事業の実施段階で個別の浄化槽を設置するときに補助が来るということで考えております。

○池田副委員長

なるべく地方のほうが早く実施できるようにということで予算も組んであるんですけども、佐賀市の場合はもうちょっと早くするとかそういった計画はなかったんですかね。

○本木下水道企画課長

これについてはいろいろとまた準備もありまして、エリアマップ等もいろいろと見直していたというふうなこともございますので、そういった見直しとあわせてこういったやつも検討してきたということがございますので、こういった時期になってきたということだと思っております。

○副島委員長

そいぎ、もうよかでしょうか、第1号議案については。

ほかに質疑はないようですので、次に特別会計、第5号議案について説明をお願いいたします。

◎第5号議案 平成21年度佐賀市公共下水道特別会計予算 説明

○副島委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

○片渕委員

質問いたします。先ほどの佐賀市予算の38ページの債務負担行為、下水汚泥化施設運営委託料、15年間、12億円というのが提案されているようでありますけども、私の知る範囲においては、今回、当初予算に運営費というのがちょっとまだどこにも上がってこないみたいな感じがするんですね。20年度予算では7億4,200万円の建設費が入って、これを明許繰り越しでしますよという議案が可決された。もちろん、その後に7億4,200万円の建設費も賛成多数で可決されたということで理解をしておりますけども、今度はそれができてから、その建物ができてから、今度は、あえて名前を言えば、出てくるであろう運営管理会社であるS&K佐賀さんとの運営委託契約というのが、これ21年度の当初予算に入ったんですかね。ちょっとごめんなさい。おれがちょっと今見間違えとっこっちゃい聞き漏らしたこっちゃい知らんばってん、その確認がまずいっちょと。私入っくらんという前提で今ちょっと失礼ばってん物言うばってん、入っくらんでなしこがんとの上がつてくっかなあて思うとっけんが、片渕さん、それは勘違いですよて言いんさっき勘違いですよて言うて結構でございますので、まずそこばちょっと聞かせてください。

○本木下水道企画課長

これにつきましては、113ページのほう、資料のほうで藤色の113ページの13節の委託料、4億1,600万円がございますが、この中で御説明いたしましたように堆肥化施設の運営として、これは下半期として2,600万円ということで入っております。

○片渕委員

ああ、そうやったですね。前期分の8,200万円は、半期分はまだ大村さい持っていかんばいかんけん、その分の運搬をお願いしますという8,600万円ですね。後期分はもう持っていかんでよかけん、自家処理ばさるっけん、丸目で、そいけんその分が半年分で2,600万円ですよと。そしたら、これは運転管理の契約議案というのはまだ出てきていないですよ。その辺、確認をちょっと1点させてください。

○下水道企画課庶務係長

済みません。運転管理の委託契約については契約議案ではございませんので、議会のほうにお諮りするのには予算議案だけのほうになると思います。

○片渕委員

そしたら、ちょっと私思い出しながら言いよんもんやけん、ちょっと間違えがあったら済みませんね。そういったことで契約議案は何千万円じゃい以上は議会の議決、同意ば得んばいかんとやったけんが、例えば、これは今後出てくるということですかね。工事は何億以上は契約、それから、用地補償費とか何じゃいとあったでしようが。そいぎ、この運転管理も何千万以上は契約議案でと、これは今度6月じゃいに上がってくるということですかね。何も上がってこんということですかね。額が少ないから。そういうふうな理解でいいですかね。ちょっとその辺教えてください。

○下水道企画課庶務係長

契約議案の対象になっているのは佐賀市の契約議案に関する条例のほうで、物の製造、工事請負等につきましては1億5,000万以上ということになっております。その条例の中に対象になっておりませんので、この管理運営委託契約につきましては議案の対象とっていないということになります。今後、その契約について議案としてお諮りするとはございません。

○片渕委員

ちょっと頭の悪かけん済みませんね。ちょっとまだよう頭の回っとらんけん。私はこう思っておりました。建物をつくります。はい、いいですよというゴーサインを出した。じゃ、次出てくるのは運転管理委託ですよと。なぜならば、なぜ私がそれをあえて言うとするならば、この前、いわゆる施設建設7億4,200万円で契約した相手は共和化工株式会社と林建設共同企業体だった。当初、当局が公募で市民に私たちも含めて公表したのは、S & K佐賀だった、知り得たのは。なぜ、じゃ、ずうっとこのS & K佐賀というのは運転管理委託契約の中でも今後私は入ってくると思ったんです、契約相手が。私の言いよっことわかってですかね。S & K佐賀、つまり共和化工、それから山有、佐賀環境整備、林建設、この4者がS & K佐賀の構成企業ということで私たちは知っております。しかし、この前の7億4,200万円のその施設建設の、もう既に3月30日以降あれですけども、その名前の全然出てこんけんさ、どこじゃいで運転管理の契約のS & K佐賀と締結さるっもんと思っと思った

わけよ。ばってん1億5,000万以上やなからんけんが、1億5,000万以上もかからんけん、契約のあれからすっぎ適用除外やっけん、それはもうずっと入っとかんばんと。そいけん S&K佐賀という名前がもう全然出てこんたいね、市民にはね。そういう理解でいいですかね。

○本木下水道企画課長

確かに契約議案等では上がってきませんので、直接議会のほうにそういったS&Kの名前が出てくることはないと思います。ただ、報告等は今研究会なりで今後させていただきますので、そのときは御報告できるんじゃないかと思っております。

○片渕委員

一応理解しました。なお、その他の項については私は質問ありません。

以上です。

○副島委員長

10分間休憩いたします。

◎午後2時59分～午後3時11分 休憩

○副島委員長

休憩前に引き続き、次は特別会計、第6号議案の説明をお願いいたします。

◎第6号議案 平成21年度佐賀市特定環境保全公共下水道特別会計予算 説明

○副島委員長

説明が終わりましたので、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次の特別会計予算、第7号議案について説明をお願いいたします。

◎第7号議案 平成21年度佐賀市農業集落排水特別会計予算 説明

○副島委員長

説明が終わりましたので御質疑を受けませんが、どなたかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に一般会計補正予算、第63号議案について説明をお願いいたします。

◎第63号議案 平成21年度佐賀市一般会計補正予算(第1号)中、第1条(第1表)歳出第4款(第1項を除く) 説明

○副島委員長

説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。どなたかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に特別会計補正予算、第65号議案について説明をお願いいたします。

◎第65号議案 平成21年度佐賀市公共下水道特別会計補正予算(第1号) 説明

○副島委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に特別会計補正予算、第68号議案について説明をお願いいたします。

◎第68号議案 平成20年度佐賀市公共下水道特別会計補正予算(第6号) 説明

○副島委員長

説明がありましたので、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、環境下水道部の審査を終了いたします。どうも御苦労さまでございました。

当委員会に付託されました議案の審査を終わります。

次に、現地視察の件はいかがでしょう。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次は3月23日午前10時より再開いたします。どうも御苦労さまでした。